

# 令和元年度 あおもりの 農村整備



青森県

# 力強い農業と魅力あふれる 農村の実現を目指して

青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、3つの方向性（地域力の再生、強固な農・林・水の連携、環境への配慮から保全・再生へ）に沿った取組を展開し、本県が平成16年度から独自に取り組んでいる県政の重点施策である「攻めの農林水産業」を支える基盤づくりを推進しています。

農林水産業の「成長産業化」に向け、「産業力強化」と「地域力強化」を車の両輪として進めるため、「安全・安心で優れた青森県産品づくり」や「未来を切り拓く多様な経営体の育成」につながるほ場整備を中心とした生産基盤整備と、農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組を重点的に推進することで、「力強い農業と魅力あふれる農村の実現」を目指しています。



農道の整備

下湯口・原ヶ平地区（弘前市）



整備された水田

荒川中部地区（青森市）



ため池の整備  
穴久保地区（南部町）



頭首工の整備  
鱒ヶ沢堰地区（鱒ヶ沢町）



中山間直接支払交付金の取組  
小国集落協定（平川市）

## CONTENTS

1. 青森県の概要	1
(1) 位置・面積	1
(2) 地勢	1
(3) 気象	1
2. 青森県の農業・農村の概要	4
(1) 農業の状況	4
(2) 農家の状況	5
(3) 農地の状況	7
(4) 農地の整備状況	8
(5) 農村の整備状況	9
(6) 県の予算	10
3. 攻めの農林水産業の推進	13
4. 青森県農業農村整備の展開方向	15
(1) 趣旨	15
(2) 施策体系	15
(3) 具体的な方向性	16
5. 環境公共	24
(1) あおもり環境公共推進基本方針	24
(2) 「環境公共」の取組事例	26
(3) 「環境公共」の情報発信	27
(4) 「環境公共」を支える低コスト化技術	28
6. 事業負担区分一覧	29
7. 組織図	32
8. 関係機関一覧	33

表紙写真：

上：経営体育成基盤整備事業によるほ場整備  
（十三湖1～3期地区周辺 中泊町）

下左：ビオトープでの生き物調査  
（福島徳下地区 藤崎町）

下右：タマネギの収穫  
（青森市奥内）

# 1

# 青森県の概要

## (1) 位置・面積

青森県は、本州の最北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と相對し、東は太平洋、西は日本海に囲まれ、南は秋田県・岩手県に接しています。

青森市から東京都までは、鉄道距離（奥羽本線・東北新幹線）で約720kmとなり、これは東京都から岡山市（733km）までとほぼ同じ距離です。

また、東京までの移動時間は、鉄道では東北新幹線で約3時間、自動車では東北縦貫自動車道を使うと約8時間、飛行機では青森空港から約1時間となっています。

面積は、9,645km<sup>2</sup>(全国第8位)で全国の2.6%を占めていますが、人口密度は全国第43位となっており、我が国の中では広大で豊かな自然が残っている地域に属します。

## (2) 地勢

地勢は、中央の奥羽山脈を境として、東部地域（通称県南地域）では、火山灰に覆われた台地や段丘が広く分布するのに対し、西部地域（通称津軽地域）では、広大な沖積低地と出羽山脈の延長にある山地が大部分を占めています。

また、中央山地、西部山地及び津軽半島の山地によって囲まれた岩木川流域は、肥沃な津軽平野、中央山地の北端には青森市を中心とした青森平野、下北半島の首部から八戸市、八戸市に及ぶ東部地域には丘陵地が形成されています。

このため、総合的な土壌生産力の強い耕地が多く、また、畑地は黒ボク土が大半を占め、特に東部地域ではこの有効土層が厚いため、根菜類に適しています。

## (3) 気象

本州最北端にあるため、冷涼型の気候であり、短い夏と長い冬が特色です。また、山脈、半島、陸奥湾など複雑な地形や海流の関係で、同じ県内でも東部地域と西部地域では、その様相を異にしていることも特徴的です。

夏季は、北太平洋に発達する高気圧により、東部地域では春の終わりから夏にかけて偏東風（通称ヤマセ）が吹き込むため、低温の日が多く、冷害に見舞われやすい一方で、西部地域は一般的に気温が高く、比較的気象に恵まれています。

冬季は、大陸高気圧の影響により北西の季節風が吹き込むため、西部地域は気候不良で多雪となりますが、東部地域は冷え込みが厳しいものの、西部地域に比べると晴天の日が多く、降雪量も少なくなっています。

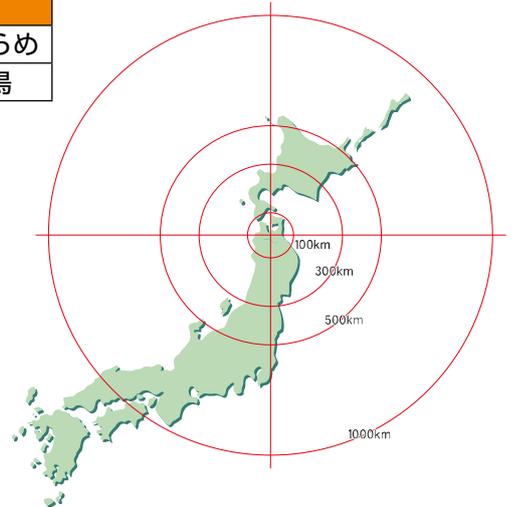
このため、西部地域は恵まれた気温や日照を生かしたりんごの産地となっており、東部地域は夏季冷涼な条件を生かした野菜生産や畜産が盛んに行われています。

	青森県庁
経度	140° 44' 24"
緯度	40° 49' 28"

青森県のシンボル	
県の花：りんご	県の魚：ひらめ
県の木：ヒバ	県の鳥：白鳥

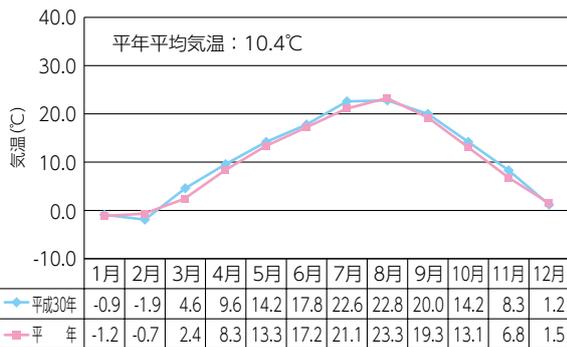
	東端 (三戸郡階上町大字道仏字小舟渡地内)	西端 (西津軽郡深浦町大字深浦字久六)
経度	141° 41' 00"	139° 29' 49"
緯度	40° 27' 07"	40° 32' 03"

	南端 (三戸郡田子町大字遠瀬地内)	北端 (下北郡大間町大字大間字弁天島)
経度	141° 00' 46"	140° 54' 42"
緯度	40° 13' 04"	41° 33' 22"



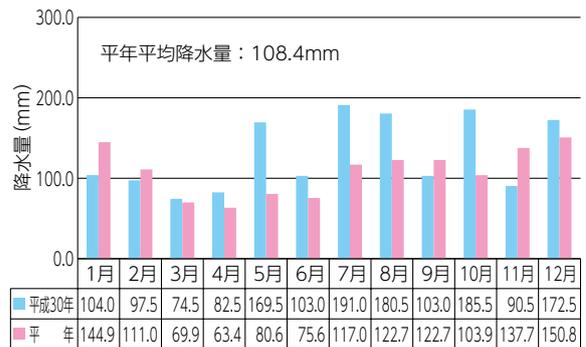
## 数字で見る青森県

### ● 平均気温 (青森市)



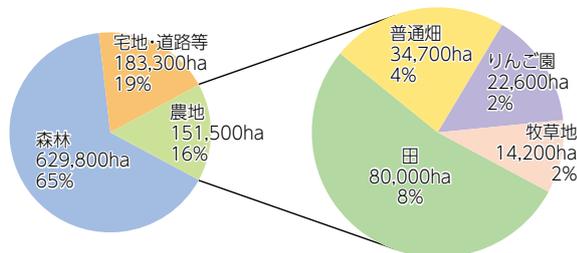
資料：「気象庁 HP より」

### ● 降水量 (青森市)



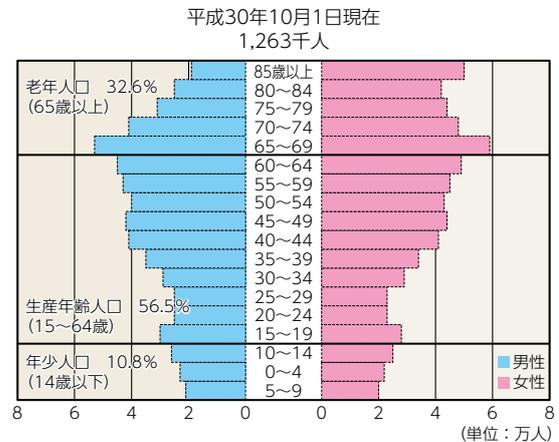
資料：「気象庁 HP より」

### ● 土地利用面積 (H29)



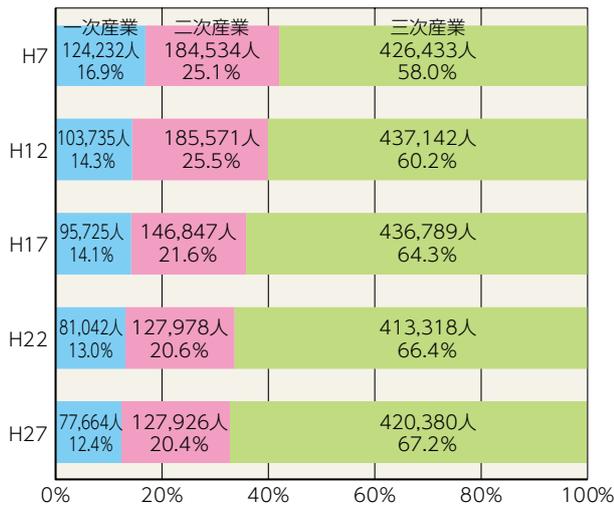
資料：「青森県における農地の動き－平成29年版－」  
(県構造政策課)

### ● 人口 (H30)



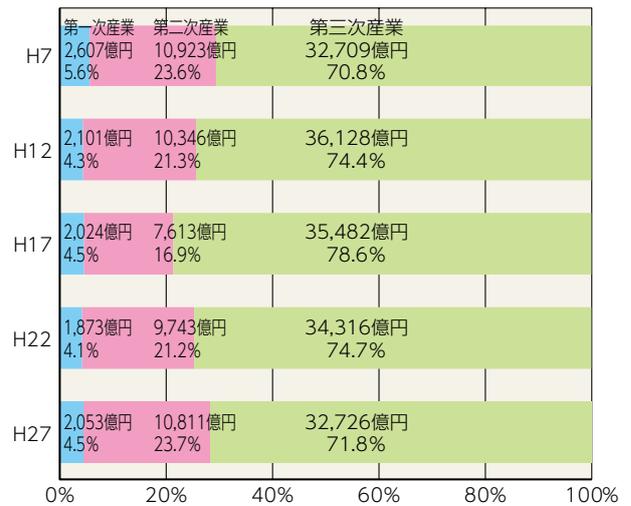
資料：「人口推計」(総務省)

## 産業別就職人数



資料：「県民経済計算」(内閣府)  
「国勢調査 就業状態基本集計」(総務省)

## 産業別総生産額



資料：「県民経済計算」(内閣府)

## 全国と比較した本県の各種数値と順位

項目	単位	青森県	全国	順位	調査年
総面積	km <sup>2</sup>	9,646	377,974	8	H29
総人口	千人	1,263	126,443	31	H30
年齢別構成	0~14歳	11.0	12.3	46	H29
	15~64歳	57.2	60.0	27	H29
	65歳以上	31.8	27.7	10	H29
人口密度	人/km <sup>2</sup>	132.5	339.7	41	H29
世帯数	万世帯	51	5,333	31	H27
就業者数	千人	626	58,919	30	H27
職業構成	第1次	12.0	3.8	1	H27
	第2次	19.8	23.6	40	H27
	第3次	65.1	67.2	27	H27
事業所数		59,069	5,578,975	31	H28
県(国)内総生産	十億円	4,540	546,550	33	H27
1人当たり県(国)民所得	千円	2,462	3,190	39	H27

資料：「統計でみる都道府県の姿 2019」(総務省統計局刊行)  
「国勢調査」「経済センサス」「人口推計」(総務省)  
「県民経済計算」(内閣府)



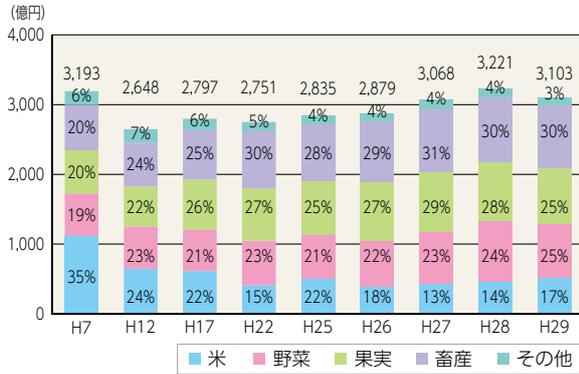
県産品PR用イメージキャラクター  
「決め手くん」

# 2

# 青森県の農業・農村の概要

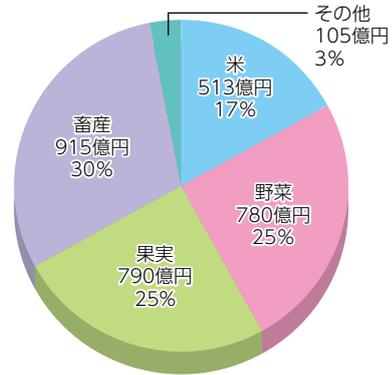
## (1) 農業の状況

### ● 農業産出額の推移



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

### ● 農業産出額の内訳 (H29)



資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

### ● 都道府県別の農業産出額 (H29)

順位	都道府県名	産出額 (億円)	農業産出額に占める生産農業所得の割合	備考
1	北海道	12,762	44.4% (15位)	青森県の農業産出額 ・東北14年連続1位 ・全国14年連続10位以内
2	鹿児島	5,000	35.2% (45位)	
3	茨城	4,967	40.1% (25位)	
4	千葉	4,700	38.0% (32位)	
5	宮崎	3,524	34.3% (47位)	
6	熊本	3,423	37.9% (33位)	
7	愛知	3,232	36.0% (40位)	
8	青森	3,103	49.0% (4位)	
9	栃木	2,828	45.4% (11位)	
10	岩手	2,693	37.1% (39位)	
14	山形	2,441	50.2% (2位)	
14	山形	2,441	50.2% (2位)	
17	福島	2,071	43.7% (17位)	
19	宮城	1,900	46.5% (10位)	
20	秋田	1,792	46.8% (8位)	

資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

### ● 主な農業産出額と構成比 (H29)

順位	農産物	産出額 (億円)	構成比 (%)	備考
1	りんご	749	24.1	青森県の農業産出額計 3,103 億円
2	米	513	16.5	
3	豚	236	7.6	
4	ブロイラー	211	6.8	
5	鶏卵	208	6.7	
6	にんにく	190	6.1	
7	肉用牛	159	5.1	
8	やまのいも	153	4.9	
9	だいこん	81	2.6	
10	ごぼう	74	2.3	

資料：「生産農業所得統計」(農林水産省)

### ● 食料自給率 (H27 確定値)

順位	都道府県名	カロリーベース (%)	備考
1	北海道	222	全国：39%
2	秋田県	197	
3	山形県	142	
4	青森県	124	
5	岩手県	110	
6	新潟県	105	
7	佐賀県	93	
8	鹿児島県	84	
9	富山県	83	
10	福島県	77	

資料：「食料自給率の部屋」(農林水産省)

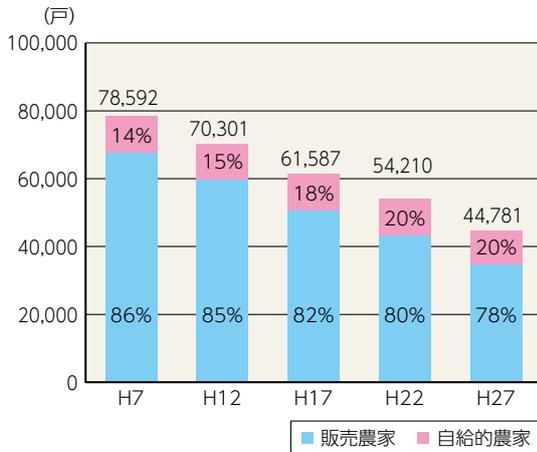
### ● 農産物の全国ランキング (H29)

項目	年次	順位	収穫量 (t)
にんにく	29	第1位	13,700
ごぼう	29		50,100
りんご	29		415,900
あんず	27		1,258
フサスグリ	27		16.9
ながいも	29	第2位	53,800
くるみ	27		38
マルメロ	27		12
なたね(子実用)	29	535	
だいこん	29	第3位	128,500
かぶ	29		7,240
西洋なし	29		1,850
プルーン	27		123
にんじん	29	第4位	38,000
メロン	29		10,400
ネクタリン	27		69
すもも	29	第5位	1,010

資料：「ピカイチデータ100！」(県統計分析課)  
資料：「作物得統計」(農林水産省)

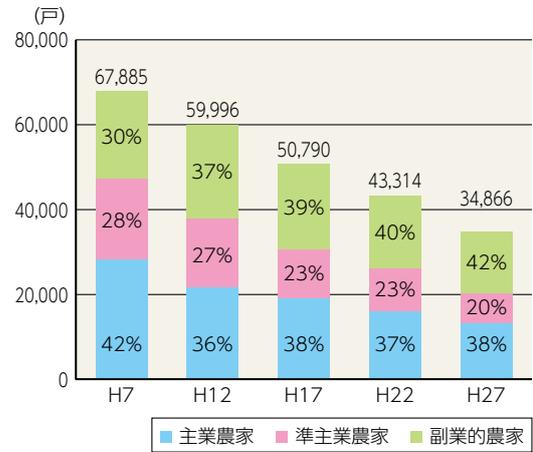
## (2) 農家の状況

### 農家数 (販売農家・自給的農家)



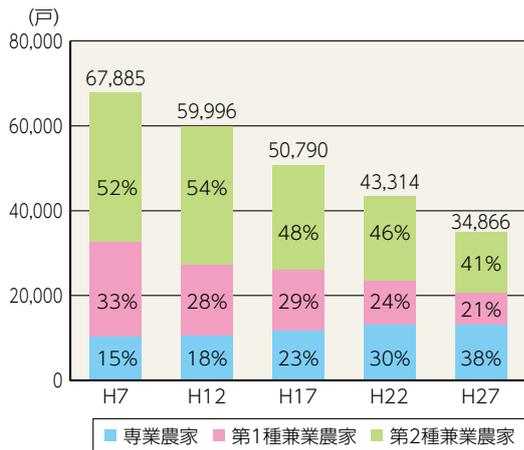
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

### 主副業別農家数 (販売農家)



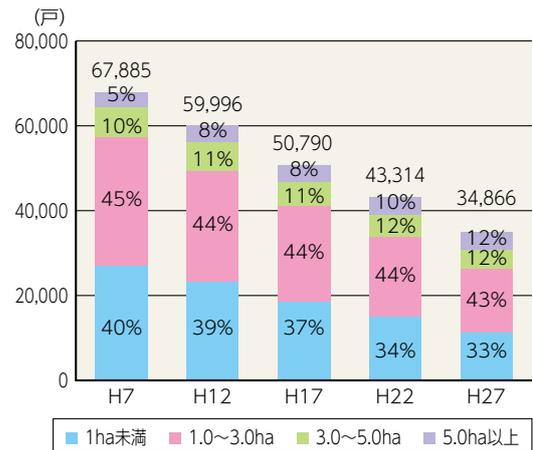
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

### 専兼業別農家数 (販売農家)



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

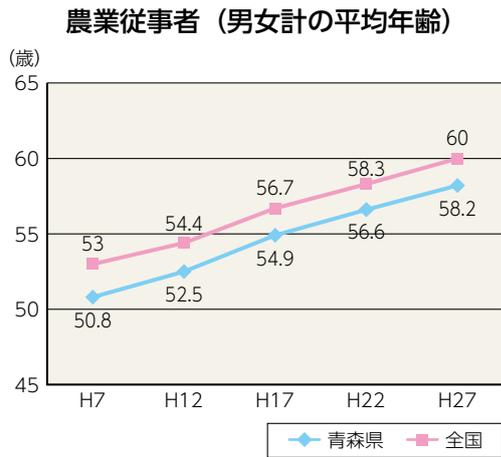
### 経営耕地規模別農家数 (販売農家)



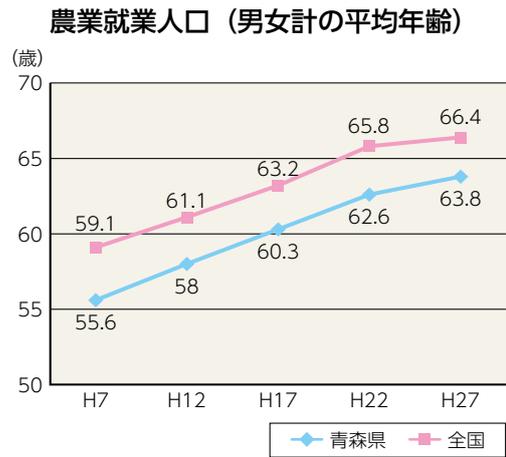
資料：「農林業センサス」(農林水産省)

農家	調査日現在で、経営耕地面積が10アール以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10アール未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農作物を原料とする加工を行う
販売農家	経営耕地面積が30アール以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家
自給的農家	経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50パーセント以上が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50パーセント未満が農業所得)で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	調査期日1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員の中に兼業従事者(調査期日1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家

## 農業従事者等の平均年齢（販売農家）



資料：「農林業センサス」（農林水産省）



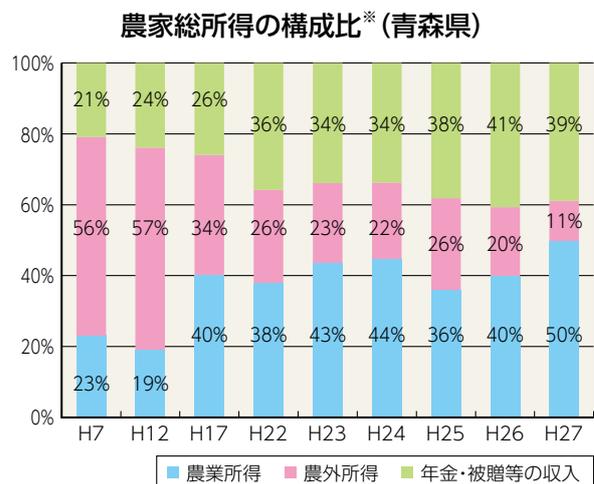
資料：「農林業センサス」（農林水産省）

農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	農業従事者のうち調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の者の人口

## 農家所得



資料：「農業経営動向統計」（農林水産省）

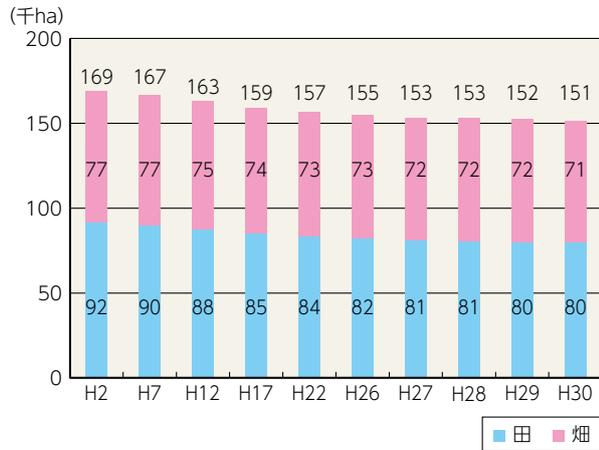


資料：「農業経営動向統計」（農林水産省）

\* 「平成15年以前の結果は、調査体系の見直しを行っているため、平成16年以降とは接続しない。」

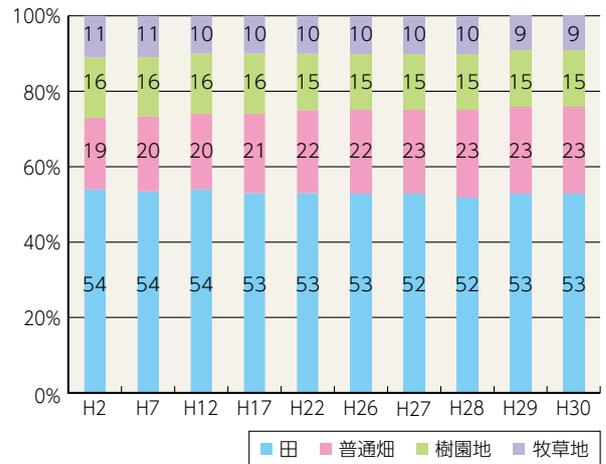
### (3) 農地の状況

#### ● 耕地面積



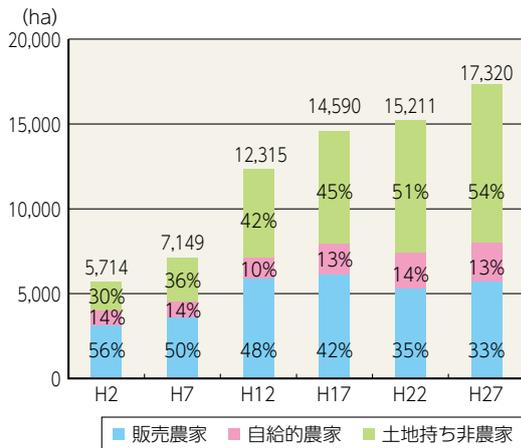
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

#### ● 耕地種類別面積の構成比



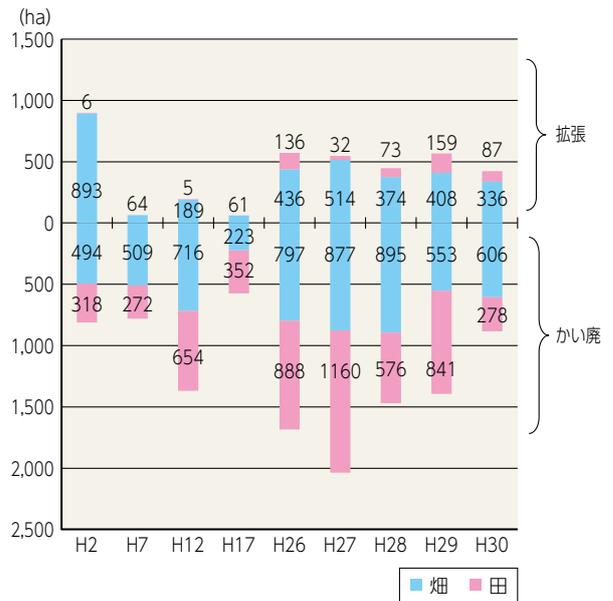
資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

#### ● 耕作放棄地面積



資料：「農林業センサス」(農林水産省)

#### ● 耕地の拡張・かい廃面積



資料：「耕地及び作付面積統計」(農林水産省)

## (4) 農地の整備状況

### 水田の整備状況 (管内別)

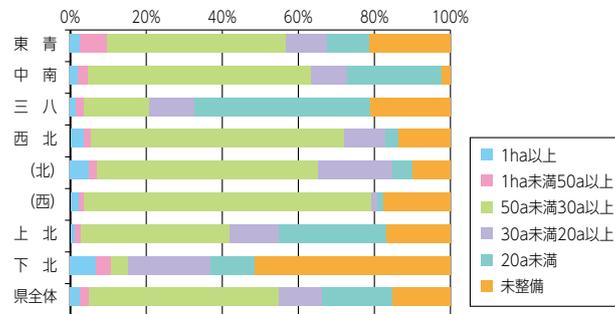
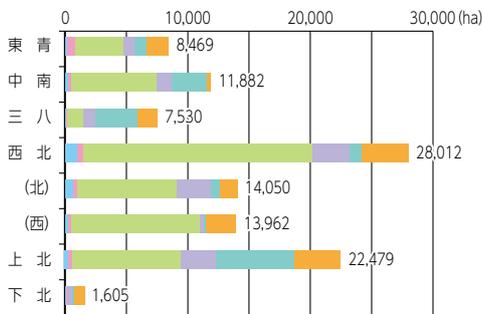
地域	水田面積	整備済							未整備		
		標準区画30a程度以上 整備済					20a未満	面積 (ha)	面積 (ha)	率 (%)	
		面積 (ha)	1ha以上	1ha未満 50a以上	50a未満 30a以上	30a未満 20a以上					20a以上 整備率
東青	8,469	5,716	203	628	3,986	912	67.6%	948	6,675	1,794	21.2%
中南	11,882	8,671	231	445	6,856	1,154	73.1%	2,931	11,617	265	2.2%
三八	7,530	2,473	111	149	1,318	900	32.9%	3,449	5,926	1,604	21.3%
西北	28,012	23,214	1,045	607	18,745	2,886	83.1%	959	24,243	3,769	13.5%
(北)	14,050	11,911	720	433	8,195	2,632	85.3%	741	12,721	1,329	9.5%
(西)	13,962	11,303	325	174	10,551	255	81.0%	220	11,523	2,439	17.5%
上北	22,479	12,306	297	385	8,848	2,857	55.1%	6,382	18,768	3,711	16.5%
下北	1,605	594	108	64	74	349	37.0%	186	780	825	51.4%
合計	80,000	52,973	1,994	2,278	39,827	9,057	66.4%	14,856	68,011	11,966	15.0%

注) 1. 整備済面積は、平成28年度までの「東北農政局調べ」面積に、平成29、30年の整備面積を合算したものの。

資料：県農村整備課

2. 水田面積は「作物統計調査」(農林水産省)による。

3. 数値は四捨五入しており、地域値の計が合計値と一致しないことがある。



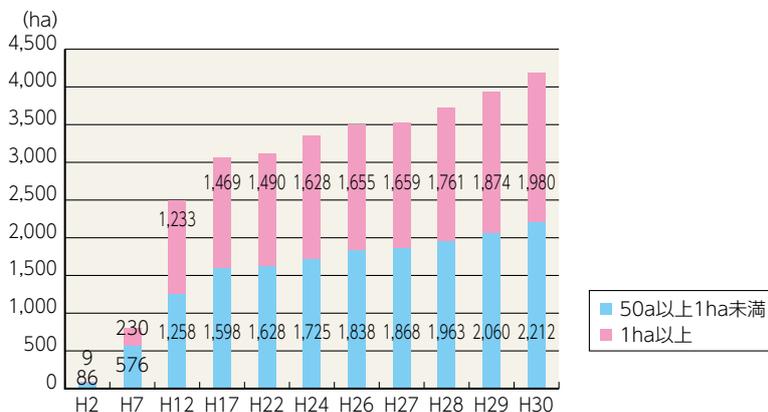
### 大区画水田の整備状況 (50a以上)

#### 年度別整備実績 (H2～H30)

区分	H2～20まで	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計
50a以上1ha未満	1,604	13	11	51	46	59	54	30	95	97	152	2,212
1ha以上	1,469	8	13	79	59	26	1	4	102	113	106	1,980
計	3,073	21	24	130	105.1	85.3	55	34	197	210	258	4,192

資料：県農村整備課

#### 整備状況の推移 (H2～H30)



注) 1. 整備済面積は「第2次水田整備状況調査(平成元年3月31日)」における整備済面積に平成元年度～平成28年度までの整備実績を加算したもので、整備済地域のかい廃は考慮していない。

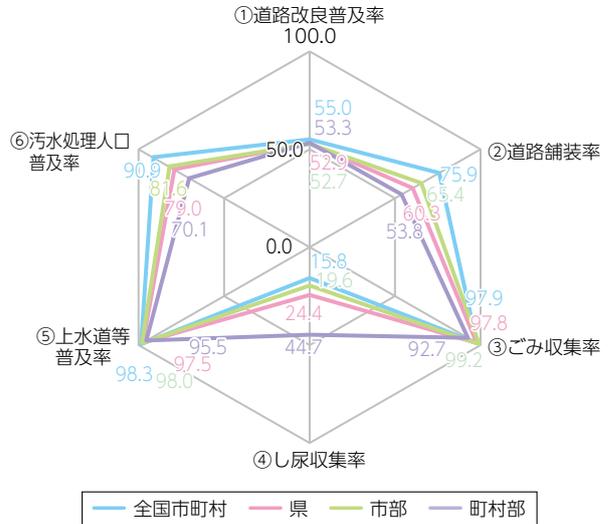
2. 上記、「水田の整備状況(管内別)」とは調査方法が異なるため、一致しない。

## (5) 農村の整備状況

### 市部と町村部の生活環境施設の整備状況

単位：％

区分	①道路改良普及率	②道路舗装率	③ごみ収集率
全国市町村	55.0	75.9	97.9
県	52.9	60.3	97.8
市部	52.7	65.4	99.2
町村部	53.3	53.8	92.7
区分	④し尿収集率	⑤上水道等普及率	⑥汚水処理人口普及率
全国市町村	15.8	98.3	90.9
県	24.4	97.5	79.0
市部	19.6	98.0	81.6
町村部	44.7	95.5	70.1



資料：①②③④「公共施設状況調（平成17年度）」総務省自治財務調査課

⑤「平成28年度青森県の水道」県保健衛生課

⑥「平成29年度末青森県汚水処理人口普及率」県都市計画課

### 集落基盤整備事業と農業集落排水事業の実施状況

■ 平成30年度までの集落基盤整備事業実施市町村

● 平成30年度までの農業集落排水事業実施市町村

#### 集落基盤整備事業

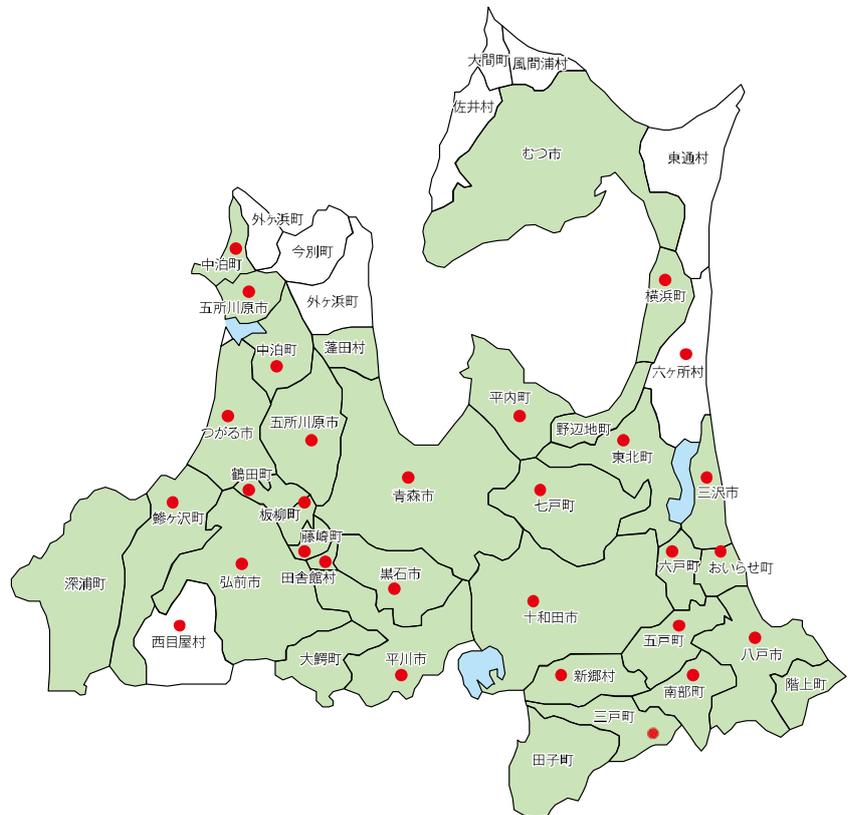
項目	数値
実施市町村数	32
完了地区数	109

(平成31年3月31日現在)

#### 農業集落排水事業

項目	数値
実施市町村数	26
実施地区数	147
完了地区数	143
整備人口	106,346
整備戸数	39,237

(平成31年3月31日現在)

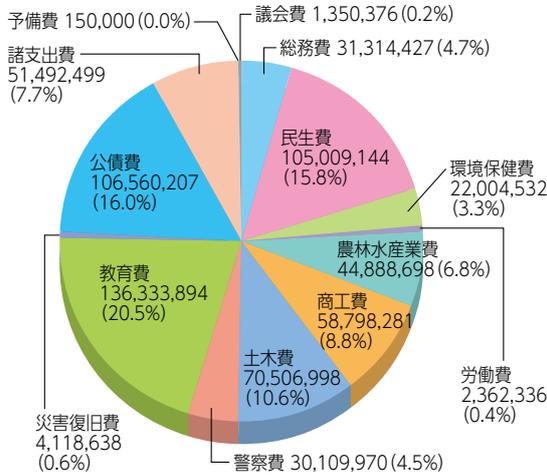


※完了地区には、農村総合モデル事業（昭和49年度～平成7年度）、農村総合整備事業（平成7年度～平成18年度）、農村振興総合整備事業（平成13年度～平成22年度）の完了地区数を含む。

# (6) 県の予算

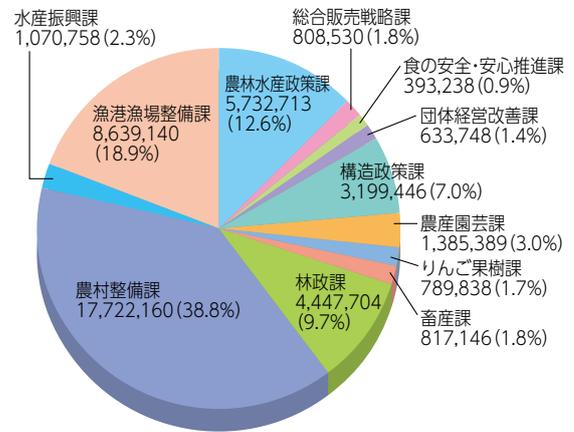
## 令和元年度 県予算

(一般会計：665,000,000千円)



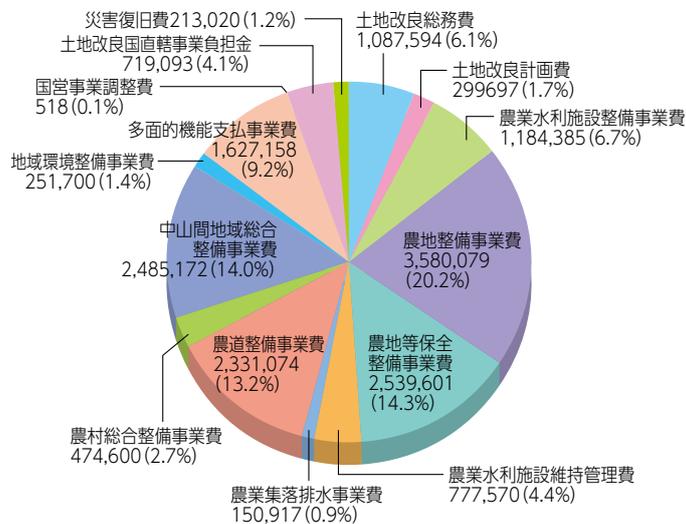
## 令和元年度 農林水産部予算

(一般会計：45,639,810千円)



## 令和元年度 農業農村整備事業予算

(県予算：17,722,160千円)

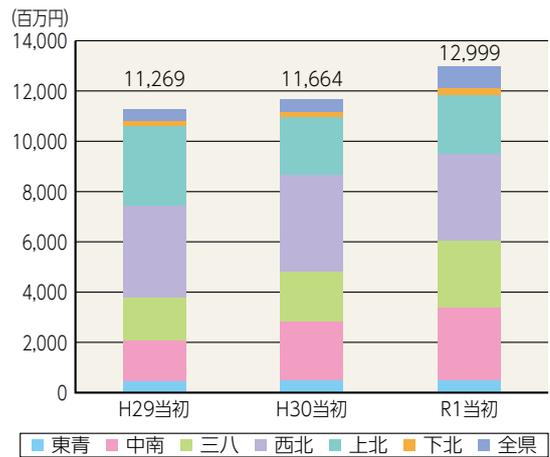


## ● 一般公共事業費の推移 (県予算ベース)

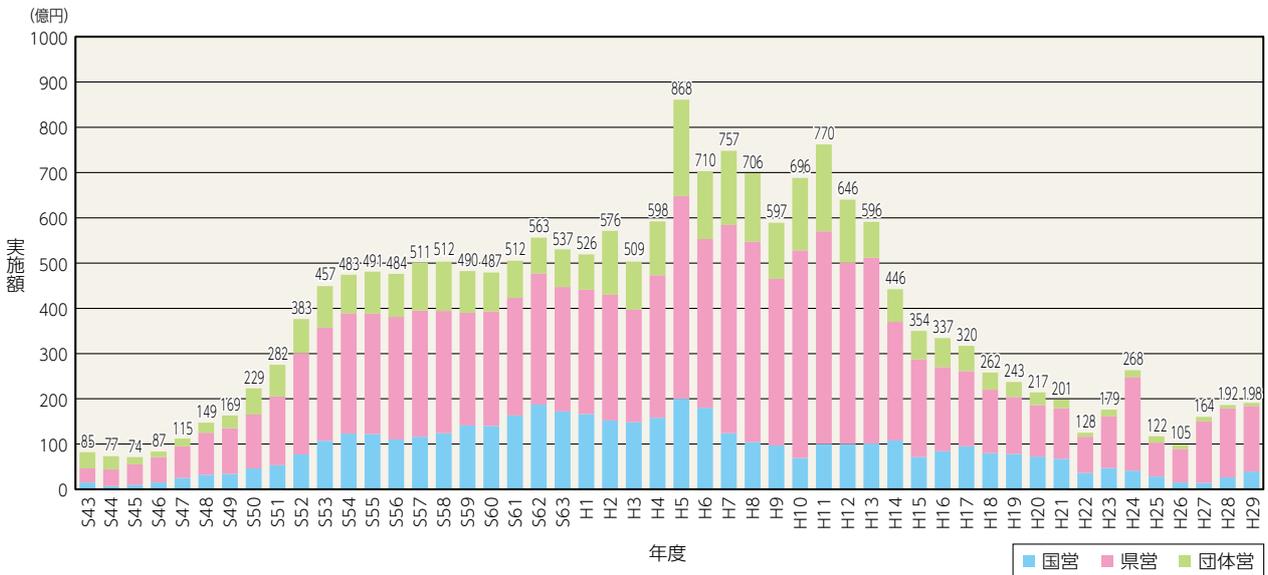
単位：百万円

管内	H29当初	H30当初	R1当初	R1/H30
東青	474	501	503	100%
中南	1,607	2,303	2,922	127%
三八	1,697	2,014	2,622	130%
西北	3,674	3,857	3,442	89%
上北	3,167	2,289	2,362	103%
下北	199	194	285	147%
全県	451	506	863	171%
計	11,269	11,664	12,999	111%

※全県の事業費は、「基幹水利施設ストックマネジメント事業（機能診断）」「維持管理適正化事業」「農業用施設等災害管理対策事業」の事業費からなる。



## ● 農業農村整備事業実施額の推移



## 令和元年度 農業農村整備事業 総括表

### 国営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H30年度まで	R1年度
かんがい排水事業	3	29,708,000	19,444,964	2,638,000
総合農地防災事業	1	9,678,000	3,371,998	925,500
突発事故復旧事業	1	65,000	65,000	0
<b>国営事業 計</b>	<b>5</b>	<b>39,451,000</b>	<b>22,881,962</b>	<b>3,563,500</b>

### 県営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H30年度まで	R1年度
基幹水利施設ストックマネジメント事業	6	2,044,600	694,712	474,300
広域農業用水適正管理対策事業	1	108,000	11,900	33,000
経営体育成基盤整備事業	17	44,097,089	19,104,848	2,613,384
農地中間管理機構関連農地整備事業	1	383,000	0	20,000
農業水利施設保全合理化事業	8	6,647,846	1,996,496	797,170
防災ダム事業	4	3,235,000	610,900	478,500
ため池等整備事業	13	3,166,000	855,400	757,000
湛水防除事業	2	1,448,000	1,375,700	57,000
地すべり対策事業	2	659,852	636,724	23,100
農業用河川工作物応急対策事業	4	1,042,000	151,400	340,000
海岸保全施設整備事業	1	1,215,000	937,064	93,900
農村災害対策整備事業	2	675,980	575,980	100,000
広域営農団地農道整備事業	1	2,917,000	2,371,476	486,958
通作条件整備事業	29	15,943,302	9,358,943	1,980,023
集落基盤整備事業	3	2,960,800	1,613,660	452,000
中山間地域総合整備事業	9	12,666,545	6,548,147	1,700,360
農業水利施設魚道整備促進事業	6	1,480,890	988,785	230,000
<b>県営事業 計</b>	<b>109</b>	<b>100,690,904</b>	<b>47,832,135</b>	<b>10,636,695</b>

### 団体営事業一覧

単位：千円

事業名	地区数	総事業費	H30年度まで	R1年度
団体営農業集落排水事業	4	3,805,500	3,129,698	164,300
<b>団体営事業 計</b>	<b>4</b>	<b>3,805,500</b>	<b>3,129,698</b>	<b>164,300</b>

### 県営・団体営事業の合計

単位：千円

<b>県営・団体営事業 合計</b>	<b>113</b>	<b>104,496,404</b>	<b>50,961,833</b>	<b>10,800,995</b>
--------------------	------------	--------------------	-------------------	-------------------

※事業費はH30年度当初予算で、事務経費（工事雑費＋事務費）を除く。  
 ※事業費は令和元年度当初予算で、事務経費（工事雑費＋事務費）を除く。

# 3

# 攻めの農林水産業の推進

## 「攻めの農林水産業」推進基本方針 (期間:2019年度~2023年度)

青森県の農林水産業は、人口減少の進行に伴う労働力不足や地域コミュニティの衰退、国内市場の縮小や消費構造の変化など様々な課題に直面しています。さらに世界に目を向けると、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や日EU・EPAをはじめとする経済のグローバル化の影響により、国境を越えた産地間競争の激化が懸念されます。

一方、このような厳しい環境の中でも、AIやIoTなど先端技術の進展のほか、消費者の食に対する健康志向の高まりや、農山漁村の持つ価値の再認識によるいわゆる田園回帰、さらに、訪日外国人観光客の増加や、海外における日本食ブームの広がりなど、追い風となる動きもみられます。

このため、これまで15年間の「攻めの農林水産業」の成果を基に、生産者や関係団体と目標や戦略を共有して、本県の強みを生かしながら果敢にチャレンジすることにより、農林水産業を持続的に成長させるとともに、誰もが安心して暮らせる農山漁村づくりを進める今後5年間の新たな方針を策定し、継続的に取り組んでいくこととしています。

### 基本理念の継続

#### 消費者起点



### 取り巻く環境の変化

- 人口の減少・高齢化の進行
- 経済のグローバル化の進展
- 世界における食関連市場の拡大
- 消費構造やニーズの変化
- 高度情報化と技術革新の進展
- 農山漁村への新しいひとの流れ
- 様々な危機事象の発生
- SDGsの理念を踏まえた施策の展開

### 施策の展開方向

#### 農林水産業の収益力強化

生産性向上や、販売強化、交流人口の拡大、新たなビジネス創出などを図るためのイノベーションを起こし、そこで生まれた収入を地域経済の中で回す。



経済的基盤に  
裏打ちされた  
地域づくり



地域の  
共助・共存が  
経済成長を  
下支え

#### 共助・共存の農山漁村づくり

集落を支える多様な経営体の育成のほか、労働力確保や、コミュニティ機能の維持等、地域課題に取り組むソーシャルビジネスの創出等により共助・共存の仕組みを作る



## 農林水産業の収益力強化

今後、人口減少や経済のグローバル化が加速していく中では、従来の取組の単なる延長では、山地の維持が困難となるおそれがあります。このため、生産、流通、販売の各段階で、新たな技術や仕組みなどを取り入れたイノベーションを越え、そこで生まれた収入を地域経済の中でしっかりと回していく「経済を回す」仕組みづくりに取り組んでいきます。

具体的には、外食・中食などの成長分野への商品提案、労働負担軽減につながるAIやIoTなど先端技術の導入、インバウンドも取り込んだグリーン・ツーリズムの推進など、各主体が創意工夫しながら収益性を高める取組を実施し、「農林水産業の収益力強化」を推進します。

これらの取組により、これまでに経験したことのない変化の中にあっても、農林水産業の持続的な成長を図っていきます。

## 共助・共存の農山漁村づくり

人口減少対策として、集落などの地域を一つの会社や家族と見立てて、地域全体の経済や暮らしを守っていく「地域経営」の仕組みづくりを進め、その中核となる集落営農組織や農業法人などの「地域経営体」を育成してきました。

今後は、これまでの6次産業化や新規作物の導入等による経営発展に主力をおいた取組に加え、地域の課題解決に結び付く施策を強化していきます。

具体的には、集落を支える多様な経営体の育成などの取組を充実強化するとともに、労働力確保や、コミュニティ機能の維持などの地域課題に取り組むソーシャルビジネスの創出等により、共助・共存の仕組みづくりを推進します。

また、引き続き、農林水産業の多面的機能の発揮や、災害や家畜伝染病などの危機に備えるリスク管理体制の強化を図ります。これらの取組を通じて「青森県型地域共生社会」の実現につなげていきます。

新たな「攻めの農林水産業」では、農林水産業の持続的な成長と共生社会の実現に向け、「販売力強化」、「生産力向上」、「環境・生産基盤保全」、「農山漁村振興」、「人財育成」の5本柱で施策を展開していきます。

### 施策体系

#### ①販売力強化 消費動向の変化を見据えた販売戦略の展開

#### ②生産力向上 労働力不足の克服と安全・安心・高品質生産

■国内外の競争を勝ち抜く産地力強化

#### ③環境・生産基盤保全 山・川・海をつなぐ「水循環システム」の再生・保全

■農林水産業の基礎となる「安全・安心な水資源」の確保

■豊かな地域資源を未来に引き継ぐ環境公共の推進

#### ④農山漁村振興 連携・協働・交流による活力ある農山漁村づくり

#### ⑤人財育成 農林水産業の成長と共生社会を支える人財育成

■生産基盤の有効活用と組織の体質強化

注) ■印は農業農村整備の関連施策

農林水産業の持続的な成長と共生社会の実現

# 4

# 青森県農業農村整備の展開方向

## (1) 趣 旨

農業農村整備は、農地、農業用排水路などの農業生産基盤や農村生活環境基盤を整備し、適切に維持管理することにより、安定的な食料の生産・供給のみならず、自然環境や県土の保全、美しい農村景観の形成などに貢献してきました。

しかし、本県の農林水産業は、人口減少の進行に伴う労働力不足や地域コミュニティの衰退など様々な課題に直面しています。

こうした情勢の変化に的確に対応し、本県の農業・農村の持続的な発展に向けた農業農村整備の展開方向を明らかにするため、「あおり水土里づくり推進プラン（期間：2019年度～2023年度）」を策定しました。本プランでは、「攻めの農林水産業」の強力かつ着実な推進に資するため、「豊かで力強い農業により攻める」、「農業・農村の安全・安心を守る」、「魅力的で活力ある農村をつくる」を柱に施策を展開し、「豊かで持続可能な農業・農村の実現」を目指します。

### 「豊かで力強い農業により攻める」

担い手が活躍する強い農業基盤づくりとして、農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や稲作農業から野菜などの高収益作物への転換を可能とする水田の汎用化・畑地化などの基盤整備により担い手の所得向上を図るとともに、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地の集積・集約化を推進します。

### 「農業・農村の安全・安心を守る」

農村地域の安全・安心を守るため、老朽化した農業水利施設の長寿命化対策や、ため池などの耐震化や集中豪雨等による農村地域の洪水被害を防止する取組により、農村地域の防災・減災対策を推進します。

### 「魅力的で活力ある農村をつくる」

農業・農村の多面的機能の発揮に向けて、農村の地域資源の適切な保安全管理を推進します。また、農村生活環境の更新整備などの取組により、暮らしやすい活力ある農村づくりを推進します。

## (2) 施策体系



### (3) 具体的な方向性

#### (1) 「豊かで力強い農業により攻める」

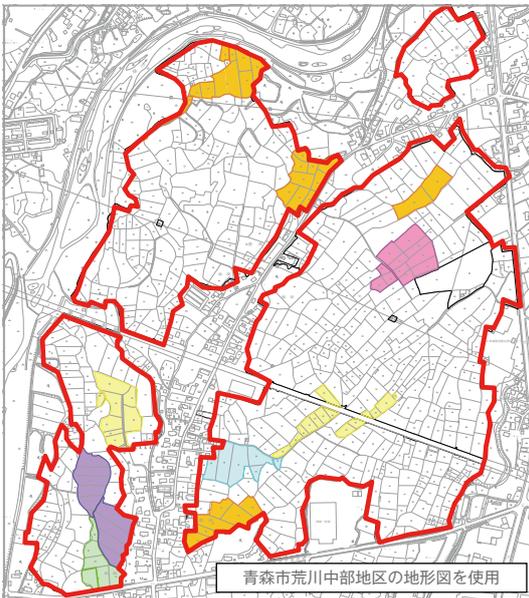
#### ア 担い手への農地の集積・集約化の推進

##### ア) 取組内容

県内農業の競争力強化を図るためには、担い手の経営規模を更に拡大し、効率的な営農を実現していくことが必要です。

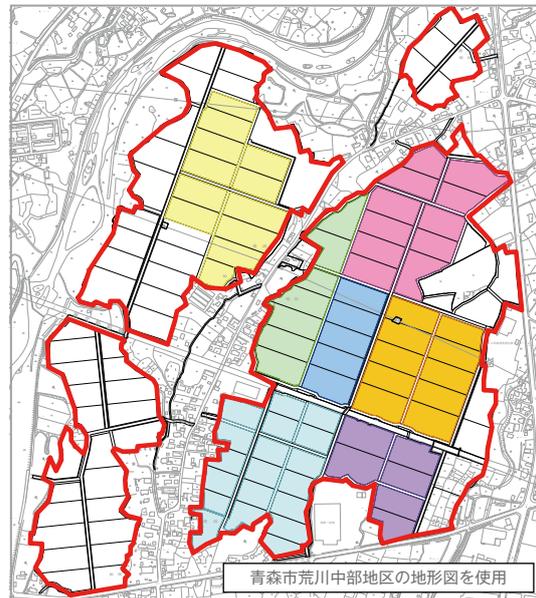
このため、ほ場整備などの基盤整備を実施し、これを契機とした農地中間管理事業との連携等により担い手に対し面的なまとまりのある農地の利用集積を促進します。

##### 基盤整備前のイメージ



担い手の経営（所有・貸借・作業受託）する農地が分散しており、非効率的な営農を強いられています。

##### 基盤整備後のイメージ



基盤整備を契機として、担い手の農地が集積・集約化され、効率的な営農が実現されます。

#### イ) 主な事業や取組

- 経営体育成基盤整備事業
- 農地中間管理機構関連農地整備事業
- 農業水利施設保全合理化事業 など



## イ 力強い農業を支える生産基盤整備の推進

### ア) 取組内容

農作業の省力化と生産コストの低減を図る農地の大区画化や、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進する水田の汎用化・畑地化を推進します。

また、畑地や樹園地において、高品質な野菜・果樹の拡大を促進するため、畑地かんがい施設の導入や排水改良等を推進します。

農産物輸送の効率化を実現するほか、災害時の避難路や輸送路としての役割を担う基幹的な農道について、長寿命化や耐震化対策などの整備を推進します。

### イ) 主な事業や取組

- 経営体育成基盤整備事業
- 畑地帯総合整備事業
- 農地耕作条件改善事業
- 通作条件整備事業 など



経営体育成基盤整備事業  
はら いいとよ  
原・飯豊地区（田子町）



畑地帯総合整備事業  
びょう ぶ さん  
屏風山地区（つがる市）



通作条件整備事業  
せ へ じ  
瀬辺地地区（蓬田村）



通作条件整備事業  
たかすぎ かいざわ  
高杉・貝沢地区（弘前市）

## ウ 担い手の所得向上を図る作物導入の促進

### ア 取組内容

水田の畑地化や畑作物に軸足を置いた汎用化のため、排水改良等の基盤整備を推進し、高収益作物の導入を促進します。

ほ場整備の計画段階から指導機関を含む事業推進協議会を地区毎に設置し、基盤整備と営農の両面において、地域の合意形成を図りながら、事業を推進していきます。

栽培意欲のある生産者と指導機関が一体となって、先進地の成功事例を取り込むとともに、実需者と連携しながら、高収益作物を中心とした攻める農業を推進します。

### ●高収益作物の栽培振興への取組（たまねぎ等）

県では、中山間地農業ルネッサンス推進事業等を活用して、県内の生産者、J A、行政関係者を対象に県外への先進地研修を実施したほか、県内でのたまねぎ栽培研修会を開催して、栽培方法や他産地の状況等について情報提供するなど、たまねぎ栽培導入を推進する取組を行っています。

### イ 主な事業や取組

- 中山間地農業ルネッサンス推進事業
- 中山間地域所得向上支援事業
- 経営体育成基盤整備事業
- 農地耕作条件改善事業 など

### 「たまねぎ」などの高収益作物の生産拡大



#### 生産者への情報発信など

生産、販売情勢



研究機関の栽培技術



試験栽培の結果

先進地の視察

補助事業の活用



#### 生産体制の整備

流通・販売体制の整備  
(選果場、乾燥施設)



機械化一貫体系の導入  
(畝立て・移植・収穫)



生産基盤の整備  
(排水対策の実施)





先進地研修の様子



栽培研修会の様子

## (2) 「農業・農村の安全・安心を守る」

### ア 農業水利施設の長寿化対策の推進

#### (ア) 取組内容

県内には、県営事業で造成した受益面積 100ha 以上の基幹的農業水利施設が 383 施設あります。内訳は、水路が 299 路線、ダム・頭首工・揚水機場等が 84 箇所となっています。

しかし、これらの施設は昭和 30～40 年代の築造が多く、耐用年数の経過や老朽化の進行により、安定的な農業用水の確保に支障を来しています。

このため、既存ストックの有効活用の観点から、適切な機能診断と予防保全対策により農業水利施設の長寿命化を図り、これらのライフサイクルコスト（建設・維持管理等にかかるすべてのコスト）の低減を通じて、時代の要請に対応する効率的な更新整備や保全管理を推進します。

#### (イ) 主な事業や取組

● 基幹水利施設ストックマネジメント事業

● ため池等整備事業 など



基幹水利施設ストックマネジメント事業  
おうさかたいかんせんようすいろ  
相坂平幹線用水路地区（十和田市）



基幹水利施設ストックマネジメント事業  
てんまんしたとうしゅこう  
天満下頭首工地区（五戸町）

## イ 農村地域の防災・減災対策の推進

### ア) 取組内容

自然災害から農村地域の住民の生命・財産を守るとともに県土を保全し、安全・安心な農村づくりのため、農業水利施設の耐震化や洪水被害防止対策など農村の防災・減災対策を推進します。

また、ため池については、東日本大震災を契機に、全国規模でため池の一斉点検を行っており、その中で安全が確認できなかったなどのため池は、地元の意向を踏まえ、必要なため池について詳細調査を行うこととしています。

青森県では、優先度の高いため池から計画的に対策を講じ、ため池の安全・安心力を高める実行計画として、平成30年3月に「青森県ため池の安全・安心力アップ中期プラン」を策定しました。

本プランでは、「決壊時の被害」、「堤体の劣化状況」、「堤体の強度」の3つの要素から総合的に評価し、防災・減災対策の優先度を決定しています。

今後は、徹底した管理や点検、ハザードマップの作成と地域住民への周知、防災関係機関との連携などのソフト対策をため池の防災・減災対策の中心としつつ、必要なため池のハード対策を進めていくこととしています。

### イ) 主な事業や取組

- ため池等整備事業
- 農業用河川工作物応急対策事業
- 農業水路等長寿命化・防災減災事業
- 湛水防除事業
- 地すべり対策事業
- など



湛水防除事業

ひぬま  
日沼地区（平川市）



ため池等整備事業

おいらせがわなんがん  
奥入瀬川南岸地区（おいらせ町他）



ため池等整備事業

しもおくに  
下小国たかのこ地区（外ヶ浜町）



農業用河川工作物応急対策事業

あしがさわげき  
鱒ヶ沢堰地区（鱒ヶ沢町）

### (3) 「魅力的で活力ある農村をつくる」

#### ア 農村の地域資源の適切な保全管理の推進

##### ア) 取組内容

##### ●農村協働力を活かした農村の地域資源の保全管理の推進

農業者や地域住民等の多様な主体で構成された活動組織による、農地法面の草刈りや農業用排水路の泥上げ、りんご樹園地周辺の農道の除排雪などの地域資源の基礎的保全活動を支援します。

農業者や地域住民等で構成された活動組織による農村環境保全活動（資源向上支払）への支援や、農地周りの農業用排水路などの補修・更新等を計画的に行う施設の長寿命化のための活動（資源向上支払）を支援します。

また、構成員の高齢化等に伴い、活動の継続が危惧されていることから、次代を担う人財の育成を行うとともに、組織の合併や広域化を促進します。

##### ●中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地とのコスト差(生産費)を支援

中山間地域等では、高齢化が進む中で平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより、農業・農村が有する多面的機能（水源かん養や洪水防止、安らぎの場の提供など）の低下が心配されています。

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等で農地を耕作している農業者等に交付金を直接支払い、農業生産の維持を通じて多面的機能を確保する取組であり、集落協定や個別協定に基づいて行われる農業生産活動や多面的機能の維持につながる活動などを支援します。

##### イ) 主な事業や取組

●多面的機能支払交付金

●中山間地域等直接支払交付金 など

〈県内の取組情報〉

管内	農地維持支払	資源向上支払	中山間地域等直接支払
	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)	交付対象面積 (ha)
東青	4,650	4,247	549
中南	7,872	7,755	3,414
三八	2,139	1,471	2,943
西北	21,733	19,471	1,864
上北	8,695	6,684	975
下北	162	0	55
合計	45,251	39,628	9,800

※令和元年度計画

農村地域資源の維持・保全活動（農地維持支払）



農地法面の草刈り  
とさ  
土佐保全会（五所川原市）



農道の砂利敷き  
みずがさわ  
水ヶ沢農地保全の会（平内町）

農村環境保全活動（資源向上支払）



植栽活動  
かっち  
甲地地域水土里保全会（東北町）

農村地域資源の長寿命化（資源向上支払）



水路の更新  
はらだ  
原田グリーンサークル（平川市）

農業生産活動（中山間地域等直接支払）



農道の補修  
みつめない  
三ツ目内地区集落協定（大鰐町）



排水管の施工  
はらだ  
原田集落協定（佐井村）

## 多面的機能を増進する活動（中山間地域等直接支払）



中学生農業体験受入れ  
ほらいいとよ  
原飯豊集落協定（三戸町）



景観作物の作付  
かみおぐに  
上小国集落協定（外ヶ浜町）

## イ 暮らしやすい活力ある農村づくりの推進

### ア) 取組内容

生活基盤の機能も併せ持つ農道等の機能維持や、農業集落排水施設の点検診断等を適切に行い、老朽化対策等を効率的に推進します。

生態系の保全・再生に配慮した水路整備等による多面的機能の増進を図ります。

### イ) 主な事業や取組

- 集落基盤整備事業
- 中山間地域総合整備事業
- 農業集落排水事業
- 農業水利施設魚道整備促進事業 など



中山間地域総合整備事業  
しちのへ  
七戸地区（七戸町）



農業集落排水事業  
くわのきだ  
桑野木田地区（つがる市）



農業水利施設魚道整備促進事業  
かみかわら  
上川原地区（三戸町）



中山間地域総合整備事業  
とわだせいぶ  
十和田西部地区（十和田市）

**(1) あおもり環境公共推進基本方針**

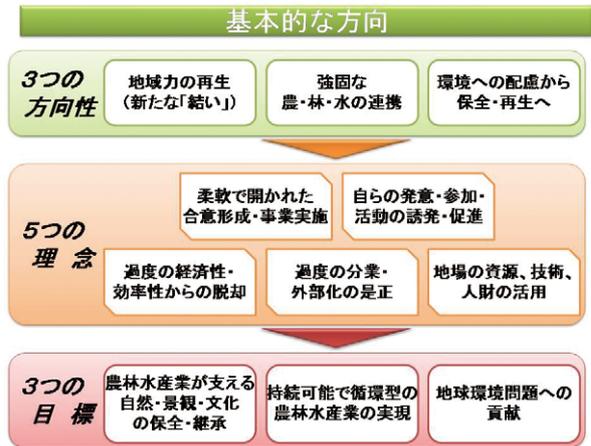
農山漁村では、自立した農林水産業が営まれ、地域コミュニティが存続することによって、豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習や文化など、かけがえのない地域資源を将来に引き継いでいくことが可能となります。

このため、青森県では、“農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる”との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、推進しています。

平成20年2月に作成した「あおもり環境公共推進基本方針」では、「環境公共」の実施に当たって、農林漁業者をはじめ、地域住民やNPO、企業、行政など多様な主体が共有すべき事項として、3つの方向性、5つの理念、3つの目標を示しています。



「環境公共」の概念



「環境公共」の基本的方向



「環境公共」の基本的方向  
 (地域力の再生 (新たな「結い」))

- 「環境公共」の実施を契機とし、公共事業のプロセスに、農林漁業者はもとより、地域の人々などの参加を促進
- 自ら行えることは自ら実施していき、ことにより、地域力の再生 (新たな「結い」) を実現

## 強固な農・林・水の連携



- 農業・林業・水産業の各分野の取組を、より強固に連携して実施
- 農・林・水の連携強化により、循環型で持続可能な農林水産業が実現され、安全・安心な食料生産が可能

### 「環境公共」の基本的方向 (強固な農・林・水の連携)

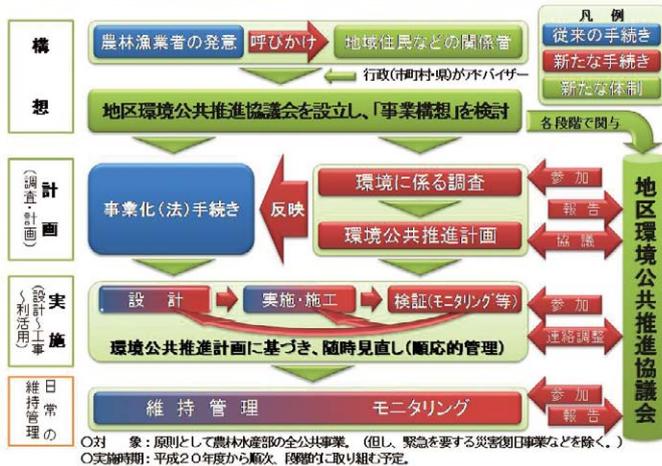
## 環境への「配慮」から「保全・再生」へ



- 農林水産業の生産性を高めるため、その基盤を整備しつつ、生物多様性などの観点から環境を保全・再生
- これまでの環境への配慮に加え、可能な限り環境を保全・再生

### 「環境公共」の基本的方向 (環境への配慮から保全・再生へ)

## 実施手法《地区毎の手続き・体制》



- 「環境公共」の実施に当たっては、多様な価値観を持つ人々が、事業の各段階に参加できるようなシステムを構築
- 従来の事業化に必要な手続きに加え、事業構想の策定や地区環境公共推進協議会の設立などの新たな手続きや体制を追加

### 「環境公共」の実施手法

★「環境公共」ホームページ：<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/kankyokoukyou.html>

## (2) 「環境公共」の取組事例

### ～ ため池の整備に当たり、生き物を移送・放流 ～

下小国たかのご地区（ため池等整備事業、外ヶ浜町）



下小国たかのご地区では、ため池の改修前の平成 27 年度に地区環境公共推進協議会（以下、協議会という）が主体となり、生き物調査を実施しました。外ヶ浜町の下小国集落などから 30 名の参加者（内訳：大人 24 名、子供 6 名）がありました。

参加者が協力して地引網を引き上げたところ、巨大な鯉やウナギを捕獲し、その他にもモクズ蟹やヨシノボリ、ヌマエビ、オタマジャクシなど沢山の生き物が「たかのごため池」に住んでいることが分かりました。捕獲した生き物たちは、全て軽トラックで近隣の「金六ため池」まで移送・放流することで、貴重な生き物たちを保護することができました。

工事完了後は、協議会で草刈や施設の点検などを定期的に行い、ため池施設全般の維持管理をしていくこととしています。



地引網の様子



協議会のみなさん



ウナギ



たかのごため池 (H29完成)

### ～ 将来を担う子供たちへ情操教育の場を提供 ～

北三沢地区（ほ場整備事業、三沢市）



北三沢地区環境公共推進協議会では、この地域の将来を担う子供たちに農業の大切さと学習してもらおうと、平成 29 年度からあおぞら小学校の児童を対象に田植えと稲刈り体験学習会を開催しています。

北三沢地区は、三沢市北部に広がるラムサール条約登録湿地「仏沼」の西側に位置し、オオセッカ等の野鳥に配慮しながら、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて約 100ha の水田を大区画ほ場に整備した地区です。

現在では、農事組合法人「フラップあぐり北三沢」がほぼ全ての農地を集積し営農している県内でも有数の優良地区です。

子供たちは、1 年間を通して農業への理解を深めることができ、収穫したお米（まっしぐら）は、「おおぞら米」として販売した他、家庭科の授業でも活用されました。



田植えの様子



田植え完了



稲刈りの様子



稲刈り完了

### (3) 「環境公共」の情報発信

青森県の将来を担う子どもたち、消費者であるその親たちを対象に、環境公共の取組が本県の豊かでおいしい農林水産物の生産を下支えしていることをPRするため、平成30年度環境公共推進プロジェクトとして、農・林・水・畜連携のもと、6県民局で「食」や「農」に関する体験学習を実施しました。



#### 〈H30年度環境公共推進プロジェクト一覧〉

番号	開催日	開催場所	参加者	番号	開催日	開催場所	参加者
①	7/28(土)	青森市、蓬田村	26名	③	9/14(金)	弘前市、西目屋村	79名
《東青の農業収穫体験学習会》 ・環境公共の学習 ・たまねぎの学習 ・ミニトマトの学習 				《ふるさとの水を探る旅》 ・稲作の学習 ・岩木川統合頭首工、津軽ダムの見学 ・植樹体験 ・環境公共の学習 ・魚のつかみ取り体験 			
②	9/29(土)	平内町	39名	④	7/1(日)	八戸市	40名
《東青地区緑の少年団交流集会》 ・林業体験 ・森林環境学習 ・環境公共の学習 				《山川海をつなぐ水循環体験学習》 ・世増ダム、揚水機場、巻の下吐水槽の見学 ・ウニの殻むき体験 ・木工細工体験 ・環境公共の学習 			
⑤	10/1(月)	中泊町	31名	⑥	9/22(土)	十和田市	27名
《「山川海の恵みに感謝！」水と大地の探検隊》 ・サザエ入りカレー実演体験 ・若宮機場、ほ場整備工事の見学 ・山・川・海を繋ぐ水循環の学習 				《おいらせ川と高さのヒミツ》 ・奥入瀬川からのかんがい方法を学習 ・飼料用米の学習 ・十和田湖和牛への給餌体験 ・短角牛の試食 ・小水力発電所見学 			
⑦	10/21(日)	むつ市、東通村	36名	《下北の農・林・水を体験するバスツアー》 ・サケ漁見学 ・大畑頭首工、魚道見学 ・そばすいとん体験学習 ・環境公共の学習 ・森林学習 ・コースター、バターづくり体験 			
合計参加者 278名							

## (4) 「環境公共」を支える低コスト化技術

### ●簡易な基盤整備のモデル実証 (H29~H30)

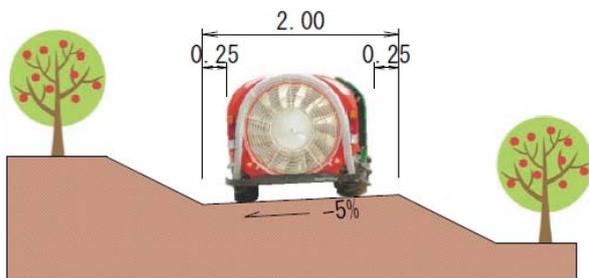
#### ○樹園地で農作業機械による事故が多発

山間部にある傾斜のきついりんご園では、安全に走行することが難しい状況にあります。県内では、農作業事故の3分の1が樹園地で発生しており、スピードスプレーヤの事故が最も多くなっています。

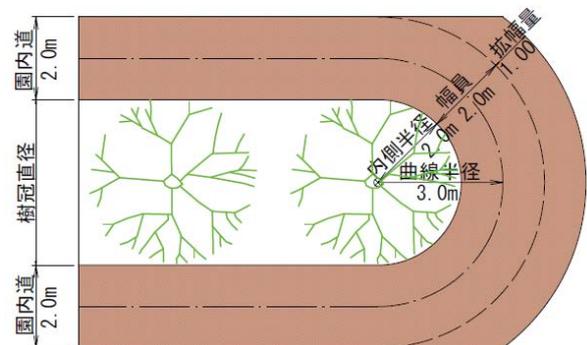
傾斜のきついりんご園（主に急傾斜地）において、スピードスプレーヤの事故を未然に防止するために、大規模な地形の改変や樹木の伐採は極力行わずに、農業者自らが整備可能な設計指針として策定しました。

#### 〈りんご園における基盤整備設計指針（基準値の一部）〉

1-1 園内道（横園路）	
① 幅員	2.0m程度とする。
② 縦断勾配	17%（10°）以下を標準とする。（特例値*の上限：27%（15°））
③ 横断勾配	-5～5%（3°）を標準とする。
④ 舗装	原則未舗装（土羽）とする。
1-1 園内道（横園路）	
① 曲線半径	3.0m以上とする。
② 拡幅	拡幅は1.0m以上を標準とする。（特例値*の下限：0.5m）
③ 縦断勾配	17%（10°）以下を標準とする。（特例値*の上限：27%（15°））
④ 横断勾配	旋回部内側に片勾配5%（3°）程度を標準とする。
1-1 園内道（横園路）	
① 幅員	2.5m以上とする。
② 縦断勾配	12%（7°）以下を標準とする。（特例値*の上限27%（15°））
③ 横断勾配	LEVEL（0°）を標準とする。
④ 舗装	現場状況による。（etc. 未舗装、コンクリート舗装、アスファルト舗装）



園内道（横園路）標準横断面図



園内道旋回部 平面図

本指針を活用したりんご園の整備により、安全性向上のほか、高齢化や担い手不足への対応として、果樹農業への新規参入や園地集積による規模拡大につながることを期待されます。

# 6

# 事業負担区分一覧

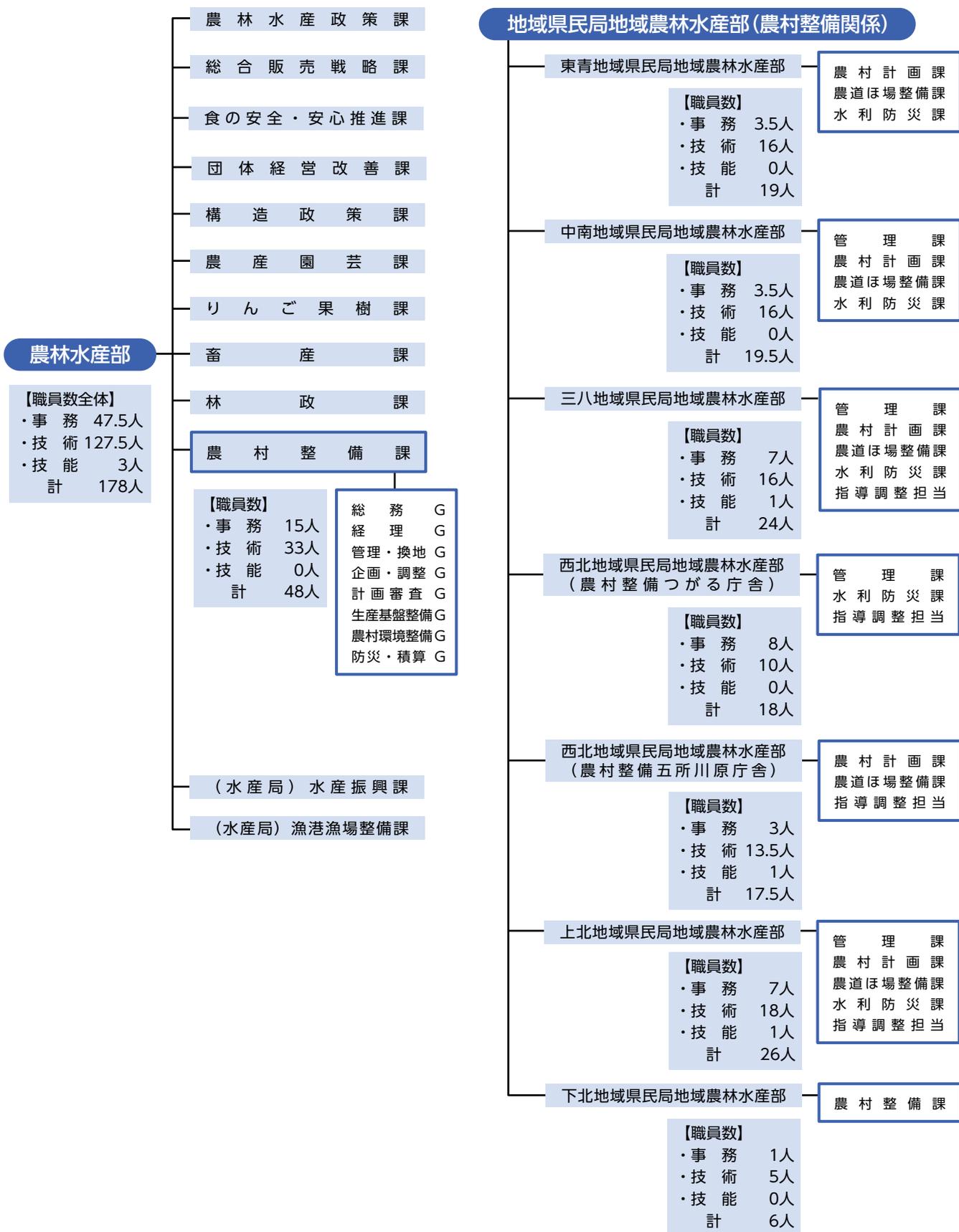
展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要	
				国	県	地元		
担い手への農地の集積の推進	1 経営体育成基盤整備事業	○一般型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への利用集積の面積割合が一定以上増加	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域	
		○面的集積型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・担い手への面的集積の面積割合が一定以上増加 等	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域	
		○農地所有適格法人等育成型 受益面積20ha以上 ・市町村が作成する基盤整備関連経営体育成等促進計画を踏まえて実施 ・農地所有適格法人の設立が確実であること ・農地所有適格法人が設立済の場合は、特定農業法人となり農地利用規程を定める、かつ経営所得安定対策の加入者となること ・農地所有適格法人等の経営等面積割合が50%以上になることが確実 等	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	ガイドライン ( )は中山間等地域	
	2 農地中間管理機構関連農地整備事業	受益面積 おおむね10ha以上(中山間等地域はおおむね5ha) ・事業施行地域内農用地のすべてについて、農地中間管理機構(以下、機構)が農地中間管理権(土地改良事業計画の公告日から15年間以上)を有すること。 ・全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農用地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること。 ・事業施行地域内農用地は、おおむね1ha以上(中山間等地域及び樹園地においては、おおむね0.5ha以上)のまとまりを有する農地で構成されること。 ・事業完了後5年以内に、担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれおおむね50パーセントポイント以上向上すること。 ・事業施行地域内農用地における販売額が20パーセント以上向上することが見込まれる、又は生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、米の生産コストがおおむね9,600円/kgを下回ると見込まれること。	県	62.5	27.5	10		
食料安定供給の確保 ・農村の創造	1 かんがい排水事業	(1) かんがい排水事業(国営)	3,000ha以上(末端500ha以上)	国	2/3	17.0	16.33	ガイドライン (一般型)
		(2) かんがい排水事業(県営)	200ha以上(末端100ha以上)	県	50	25	25	ガイドライン
		ア かんがい排水事業 イ 排水対策特別事業	畑地では100ha以上(末端20ha以上) 20ha以上(末端5ha以上)	県	50	25	25	ガイドライン
	2 農業水利施設保全合理化事業	(1) 農業水利施設等整備事業	下記工種の受益面積の合計が20ha以上(単独工種でも可) ・用排水施設整備 ・暗渠排水 ・密土 ・区画整理 事業完了時に担い手農地利用集積率が一定以上増加すること	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
		(2) 水利用再編促進事業 ア 施設計画策定事業	整備計画を策定するための現況把握及び概略設計等	県	100	-	-	
		イ 管理省力化施設整備事業	水管理を合理化・省力化する農業用排水施設に付帯する施設の整備 事業費200万以上	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
		ウ 機能保全計画策定事業	農業用排水施設等の機能診断結果に基づき当該施設の機能を保全するために必要な機能保全計画を策定する事業	県	100	-	-	
	3 畑地帯総合整備事業 担い手支援型	30ha以上で農業用排水施設整備、農道、区画整理及び関連する土層改良、農用地造成、農地保全、営農用水施設、交換分合等(樹園地においては、おおむね5ha以上の団地の合計面積が10ha以上)	県	50	27.5	22.5	ガイドライン	
	4 広域営農団地農道整備事業	1,000ha以上、総事業費20億円以上、車道幅員5m以上(離島、振興山村、過疎地域、半島地域、特定農山村地域、急傾斜地帯については、300ha以上、4m以上)	県	50	36.0 (38.3) [39.95]	14.0 (11.7) [10.05]	( )はH21採択まで [ ]はH18採択まで	
	5 通作条件整備事業	【基幹型】 50ha以上(振興山村、過疎地域、半島地域については30ha以上) 車道幅員4.0m以上(離島、振興山村、半島地域については3.0m以上) 総事業費1億円以上	県	50	37.0	13.0	基幹	
【一般型】 50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上(振興山村、過疎地域、半島地域については、30ha以上) [豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島地域、急傾斜地帯は全幅員4m以上]		県	50 [50]	25 [50]	25 [0]	一般 [ ]は山村、 過疎、半島(一般型のみ)		
【保全対策型】 50ha以上(振興山村、過疎地域、半島地域については30ha以上) 総事業費3,000万円以上 ・保全対策基本方針が策定されていること ・個別施設計画が策定されていること		県	50	25	25			

展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要	
				国	県	地元		
食料安定供給の確保	6 農業基盤整備促進事業	受益面積20ha以上 ・1地区事業費200万円以上 ・農業基盤整備計画の策定 ・受益者数が農業者2者以上	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域	
		7 農地耕作条件改善事業	受益面積20ha以上 ・1地区事業費200万円以上(運用上10億円未満) ・農地耕作条件改善計画の策定 ・農地中間管理機構との連携概要の策定	県	50 (55)	27.5 (27.5)	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域
	農業水利施設のストックマネジメントの推進	1 基幹水利施設ストックマネジメント事業 (1) 機能診断 ----- (2) 対策工事	県営事業により造成された施設 ・施設現況調査、施設機能診断、機能保全対策等	県	100	-	-	
			受益面積 100ha 以上 ・機能保全計画に基づいた対策工事	県	50	25	25	ガイドライン
		2 広域農業用水適正管理対策事業	国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業の完了後も関連事業が完了していない等のため、用途廃止されずに残存しているもの	県	従前の国営土地改良事業と同率			
		3 基幹水利施設管理事業	農林水産大臣から管理委託を受けた基幹水利施設(水田 1,000ha、畑 300ha 以上)	県	30	40	30	
		4 基幹施設管理体制整備事業	(管理体制整備型) 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営造成付帯県営造成施設を管理し、計画策定、推進、支援事業を実施する(土地改良区含む)	県	計画・ 推進 50 支援 50	25  25	(市町村) 25 (市町村) 25	
	5 維持管理適正化事業 (1) 土地改良施設維持管理適 正化事業 ----- (2) 施設改善特別対策事業	水土保全強化対策事業で行う診断・管理指導の対象となっている農業水利施設で、1施設 200万円以上	市町村 改良区等	30	30	40		
		施設整備改善計画に基づき水田農業構造改革の実施に資するための土地改良施設の整備改善で、1地区 200万円以上						
	元気あふれる自主自立の農業・農村の創造	農業・農村の多面的機能の発揮	1 防災ダム事業	防災受益 100ha 以上の洪水調整ダム	県	55	39	6
2 ため池等整備事業 (1) ため池整備			大規模 100ha 以上、8,000万円以上 (中山間地域 70ha 以上、3,000万円以上)	県	55	28	17	
			小規模 10ha 以上、800万円以上 (中山間地域 5ha 以上、800万円以上)	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	( )は中山間等地域
(2) 用排水施設整備			大規模 400ha 以上、8,000万円以上 (中山間地域 200ha 以上、3,000万円以上)	県	55	28	17	
			小規模 20ha 以上、800万円以上 (中山間地域 10ha 以上、800万円以上) 土砂崩壊防止工事にあつては、防災受益 5ha 以上	県	50 (55)	33 (33)	17 (12)	( )は中山間等地域
3 農業用河川工作物応急対策事業			大規模 1億円以上	県	55	37	8	
			小規模① 5,000万円以上 小規模② 800万円以上 5,000万円未満	①県 ②県	①50 (55) ②50 (55)	①42 (42) ②32 (32)	①8 (3) ②18 (13)	( )は中山間等地域
4 湛水防除事業			小規模 30ha 以上、5,000万円以上	県	50 (55)	37 (37)	13 (8)	( )は中山間等地域
5 農地保全整備事業			農地浸食防止工事 受益面積 50ha 以上(畑地等は 20ha 以上)	県	50	未定		
			農地機能保全対策工事 受益面積 20ha 以上			32	18	
6 農村災害対策整備事業		1億円以上、 決壊のおそれのあるため池 2ha 以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha 以上 土留工その他の施設 5ha 以上 【中山間等地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】 ※) 特に甚大な被害を受けた地域(激甚災害指定) 事業費要件なし、 決壊のおそれのあるため池 2ha 以上 災害発生のおそれのある用排水路 20ha 以上 土留工その他の施設 5ha 以上 農業用排水路 60ha 以上(10ha 以上) 区画整理 60ha 以上(10ha 以上) 農用地造成 40ha 以上(10ha 以上) 農道整備 50ha 以上(10ha 以上) 農用地の改良又は保全 20ha 以上(10ha 以上) ( )は2以上の事業と併せ行う場合に適用 【中山間等地域では、上記工種の受益面積の合計が10ha以上】	県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	( )は中山間等地域	
			県	50 (55)	29 (29)	21 (16)	ガイドライン ( )は中山間等地域	
7 農業水路等長寿命化・防災減災 事業 (1) 長寿命化対策 ----- (2) 防災減災対策 ----- (3) ため池の保全・避難対策		1地区事業費 200万円以上 長寿命化・防災減災計画の策定 受益者数が農業者2者以上	市町村等	50 (55)	27.5	22.5 (17.5)	( )は中山間等地域	
	活力ある安全・安心な農村づくりの推進にある2~9の事業と同じ							
	100	-		-				

展開方向	事業名	採択基準	事業主体	負担区分			摘要	
				国	県	地元		
一元気あふれる自主自立の農業・農村の創造	農業・農村の多面的機能の発揮 活力ある安全・安心な農村づくりの推進	8 震災対策農業水利施設整備事業 (1) 震災対策ため池整備工事	大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用ため池	県	55	34	11	ガイドライン
			大規模 次のいずれかに該当するもの ①防災受益70ha以上かつかんがい受益面積40ha以上 ②防災受益7ha以上、かんがい受益面積2ha以上 かつ農外想定被害額3億円以上					
		(2) 震災対策用排水施設整備工事	大規模な地震等の発生に伴い湛水被害が生ずるおそれのある農業用水利施設(頭首工、樋門、用排水機場、水路等)	県	50 (55)	34 (34)	16 (11)	ガイドライン ( )は中山間等地域
			小規模 防災受益7ha以上または農外想定被害額が4,000万円以上、かつかんがい受益面積2ha以上					
		9 水質保全対策事業(一般型)	農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去 10ha以上 公共用水域への排水が水質基準を満たしていない地域での対策 20ha以上	県	50 (55)	未定		( )は中山間等地域
			10 地すべり対策事業			5ha以上で「地すべり等防止法」第3条により指定された地すべり防止区域	県	
		11 特定農業用管路等特別対策事業	対象延長のうち、石綿等使用が50%以上 20ha以上	県	50 (55)	35 (35)		15 (10)
		12 海岸保全施設整備事業	海岸1km当たり防護面積5ha以上、防護人口50人以上、1億円以上				県	
		13 団体営農業集落排水事業	20戸以上(処理施設、主要管路、ポンプ施設資源循環施設他)で次の事項を内容とする資源循環促進計画が策定されていること ・農業集落排水汚泥等の有機性廃棄物の循環利用に関する事項 ・処理水の再利用等水循環の維持・増進に関する事項	市町村改良区等	50	-		50
		14 低コスト型農業集落排水施設更新支援事業	既存施設を有効活用すると認められるものであって、施設機能の向上を主な目的としないものであること 当該市町村内に整備された農業集落排水施設であって、3以上の施設を対象とするものであること	市町村			定額	
	15 集落基盤整備事業	農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき、農業生産基盤や農村生活環境の整備等を実施するものであること	県	50	25	25		
	16 中山間地域総合整備事業	条件不利地域において生産基盤、生活環境基盤及び交流基盤等の整備を総合的に行うもの。 生産基盤2工種以上、60ha以上	県	55 55	30.0 27.5	15.0 17.5	下物 上物	
	17 農業水利施設魚道整備促進事業	事業計画区域及びその周辺の自然的社会的、歴史的諸条件やこれらの地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること 総事業費が5,000万円以上であること	県	50	50	-		
	18 災害復旧事業	(1) 県営災害復旧事業 ア 農地災害復旧事業 <sup>*2</sup> 農業用施設災害復旧事業 <sup>*2</sup>	24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、県が管理する土地改良施設又は高度な技術を必要とするもの。	県	施設 65	未定	未定	
		イ 海岸保全施設等災害復旧事業	暴風等による異常な高潮・波浪・津波により発生した災害で、1ヶ所の工事費が120万円以上	県	2/3	1/3	-	
		ウ 地すべり防止施設災害復旧事業	地すべり発生区域のうち、地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害で1ヶ所の工事費が120万円以上	県	2/3	1/3	-	
		(2) 団体営災害復旧事業 ア 農地・農業用施設災害復旧事業	24時間雨量80mm以上の降雨洪水、地震等の異常な天然現象によって生じた災害で、農地・農業用施設1ヶ所の工事費40万円以上	県	農地 50 施設 65	- -	50 35	基本補助率
	19 災害関連事業(県営)	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	県	施設 50	25	25		
	20 災害関連事業(団体営)	原型復旧のみでは再災害を被るおそれのある場合、災害復旧事業と合わせ行う事業 原則として本災害を超えないもの	市町村改良区等	施設 50	-	50		
	21 土地改良施設突発事故復旧事業	突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合に機能回復を行うもの。 ・末端支配面積概ね20ha以上(中山間地域10ha以上) ・復旧に要する事業費が1ヶ所200万円以上 ・適切に保全管理されている土地改良施設	県	50 (55)	32	18 (13)	ガイドライン ( )は六法指定地域等	
		効果促進事業	(農山漁村地域整備交付金) 農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、基幹事業と一体となって事業効果を高めるために必要なもの	県市町村等	基幹事業の負担割合に準じる(ただし、基幹事業の国負担割合が55%の場合、5%分は地元が負担する)			事業費の限度額は、全体事業費の20/100

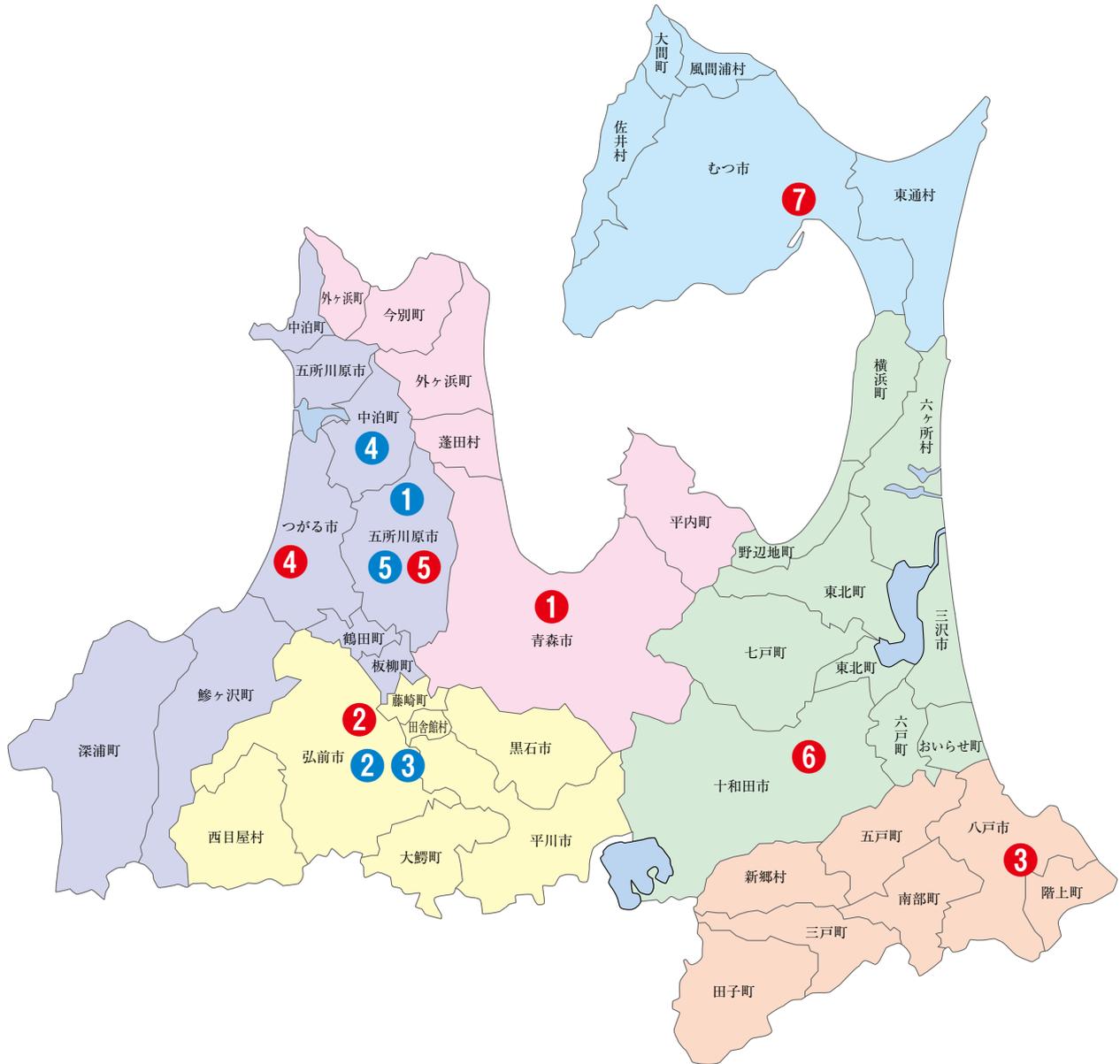
\*1 年度事業費の4.5%(H18以降採択地区)、3.5%(H23以降採択地区)、2.5%(H26以降採択地区)を下水道事業債の元利償還等に要する経費に対して補助

\*2 災害復旧事業の農地・農業用施設災害復旧事業の国負担率は基本負担率



# 8

# 関係機関一覧



## 東北農政局

- ① 津軽土地改良建設事務所  
〒037-0202 五所川原金木町芦野210-3  
TEL 0173-54-1212 FAX 0173-54-2550
- ② 北奥羽土地改良調査管理事務所  
〒036-8214 弘前市大字新寺町149-2  
TEL 0172-32-8457 FAX 0172-35-3490
- ③ 平川二期農業水利事業所  
〒036-8084 弘前市大字高田1-10-9  
TEL 0172-55-8844 FAX 0172-55-8845
- ④ 津軽北部二期農業水利事業建設所  
〒037-0305 北津軽郡中泊町大字中里字亀山225-1  
TEL 0173-69-1010 FAX 0173-69-1030
- ⑤ 十三湖農地防災事業建設所  
〒037-0004 五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-10  
TEL 0173-38-3431 FAX 0173-38-3443

## 県地域県民局

- ① 東青地域県民局地域農林水産部(農村整備)  
〒030-0861 青森市長島2-10-3  
青森フコク生命ビル7階  
TEL 017-734-9991 FAX 017-734-8312
- ② 中南地域県民局地域農林水産部(農村整備)  
〒036-8345 弘前市大字蔵主町4  
TEL 0172-33-6054 FAX 0172-32-4234
- ③ 三八地域県民局地域農林水産部(農村整備)  
〒039-1101 八戸市大字尻内町字八百刈20-3  
TEL 0178-27-1211 FAX 0178-27-1286
- ④ 西北地域県民局地域農林水産部(農村整備つがる庁舎)  
〒038-3137 つがる市木造若宮9-1  
TEL 0173-42-4343 FAX 0173-42-6294
- ⑤ 西北地域県民局地域農林水産部(農村整備五所川原庁舎)  
〒037-0003 五所川原市大字吹畑字藤巻24-12  
TEL 0173-35-7171 FAX 0173-35-7174
- ⑥ 上北地域県民局地域農林水産部(農村整備)  
〒034-0082 十和田市西二番町10-21  
TEL 0176-23-5245 FAX 076-22-3929
- ⑦ 下北地域県民局地域農林水産部(農村整備)  
〒035-0073 むつ市中央1-1-8  
TEL 0175-22-3225 FAX 0175-22-3212





地域づくりの新しいかたち

# 環境公共

環境に貢献する農林水産公共事業



## 青森県農林水産部農村整備課

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号

TEL 017-722-1111(代表)(内4876~4879)

017-734-9545(直通)

FAX 017-734-8149

(問い合わせ先:企画・調整グループ)



【農村整備課ホームページ】

<http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/nseibi.html>

